

静岡文化芸術大学図書館・情報センター委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学図書館・情報センター規則第6条の規定に基づき、図書館・情報センター委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館・情報センター長
- (2) 学部ごとに、学科長のうちから1名
- (3) 研究科長のうちから1名
- (4) 第8条に規定する各専門部会の代表委員1名
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長
- (7) 情報室長
- (8) その他図書館・情報センター長が必要と認めた者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告又は具申する。

- (1) 図書館・情報センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関すること。
- (2) 学内情報ネットワークの管理及び運営に関すること。
- (3) センター関係諸規程の制定改廃に関すること。
- (4) その他センターに関する重要事項

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館・情報センター長をこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、情報室で処理する。

(専門部会)

第8条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、委員会の中に図書専門部会及び情報ネットワーク専門部会を置く。

2 専門部会については、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年1月1日から施行する。